第2回高山駅周辺まちづくり協議会議事録要旨

日時: 平成 16年11月30日13:30~

場所:高山市役所 中会議室(4階)

《開会挨拶》

《会長挨拶》

《議事》報告事項

- (1)高山駅周辺土地区画整理事業の現状
- (2)各部会の作業状況について

事務局より説明

《質疑等》

委員:ステージの裏、丘になっている所は法面になっているのですか。高さはどれぐらいですか。

事務局:裏側は L 型の擁壁で高さ 1.4mぐらいです。擁壁の裏を植栽して味気なさをなくす配慮をしています。8%ぐらいの勾配で車椅子の方でも降りられるよう配慮しています。

委員:石碑はどうしましたか。

事務局:福祉センターに移設しました。

委員:大型電動車椅子で使用できるトイレは文化会館などの2箇所しかないという結果が出ています。 このような調査を独自で市民が行っていること、またその調査結果をご存じですか。

事務局:モニターの方と市の建築と福祉部門が現場に行き確認しました。対応できるよう配慮はしております。

委員:公園は詳細設計レベルですか。

事務局:既に発注している状況です。

委員:公園と合同庁舎との一体活用が当初議論されていたと思います。ステージができると裏側は知らないというイメージになります。ステージの位置が違う印象を受けますが、いかがでしょうか。

事務局:ステージについては、各代表の方とお話させていただき、皆様が集うことができるという意味で計画しました。全体の配置のなかで、機関車広場の方、あるいはトイレの位置や反対側の角になりますと、片側の住宅との繋がりの中でかなり閉鎖的になる部分が見られると思いました。ただ隣にシビックの緑地があり連絡通路があることを意識して計画したつもりです。全体から観てここしかないかと思う部分はありました。

委 員:アンダーですが、両入口の融雪を変わってはどうですか。

事務局:全部融雪します。滑りにくい舗装材の選択を考え、設計を進めています。

委員:雪が吹き込まなくても氷になります。解かすのは電気か石油ですか。

事務局:石油の予定です。技術も進んでいますので、実際に発注するときにはもう一度検討する時期が 来ると思います。

委 員:十分考慮して下さい。

委 員:合同庁舎の広場を土日に開放して使用するときに、一体と使える所をステージで切られるよう な印象を受けます。合同庁舎がフェンスを作って下さいという雰囲気になります。

事務局:合同庁舎の駐車場、緑地の配置が必要でした。ステージの擁壁が 1.4mと言いましたが、高くないものを作りたいという意味合いがありました。区画道路はある程度の車が通る前提になって

います。西側 1/3 程度が合同庁舎とつながりますが、そういったなかでの利用しかやむを得ないかと思っています。

会 長:既に発注しているということですので、今からでは難しい面があるかと思います。道を含めて 場合によっては一体化利用できるので、ステージは若干障害的な感じがするということです。図 面で見るうえでは、L字型のステージを持っていきようがないです。

事務局: 児童公園と福祉センターとの連携した活用をということがありました。桜の木は植えていますが、間を通れるようにという計画をしています。ステージについては、隣にシビックの緑地、公園ができることを頭におきながら、結果的には邪魔をした感がありますが、ある程度スロープにしてということです。市内にこのような公園はなかなかありません。ステージについては特に配慮したいということはあります。

委 員: 擁壁が 1.4mあり、ネットで転落防止ですか。

事務局:手すりであり、一番高いところが1.4mです。あとの勾配は違います。

委 員:水辺に寄せてもう少し緩やかな勾配にするということはできないですか。一番高いところが端ではなく、寄せるということです。

事務局:築山のような形ということですね。審議はありましたが、公園のなかになるべく広いところを作りたいという思考がありました。当初、水辺を水路の形にということもありましたが、浅くても車椅子の車輪が若干入るぐらいの傾斜の池、小さい子ども遊ぶことができる広さをということもあり、池を広く計画しています。

委 員:市民参加で検討されたということですね。

事務局:地域住民、各関係者、市の若手職員にお集まりいただきました。最終的には市のなかで決めさせていただきました。

委 員:国側は入っていないのですか。

事務局:入っておりません。

委 員:合同庁舎の位置を決めるときに公園をうまく使うイメージがありました。今の形は公園独自で 使うには良いが、公園を多利用するためには少し閉じすぎた印象を受けます。

会 長:少し調査不足かと思いましたが、既に工事がはじまっています。外観が決まっていますので難 しいかなと感じます。概ねは、この形で実施することと思います。

《議事》審議事項

(1)景観ガイドライン (案) について

民有空間検討部会長より説明

《質疑等》

会 長:ガイドライン(案)のレベルを規制まで持っていくのか、指導的なものにするのかあるいはも う少し柔らかい協調的なもの、どの方向にするかということがあります。(案)は具体性があり 例文、写真もあり、個人的にはよいと思います。

委員:コンセプトが分かった気がします。駅周辺の方は気の毒という気もします。色彩例はすてきな色ですが、駅周辺から離れた所との落差を感じるのでないかと心配しています。英語の通訳をしていますが、外国の方が英語で書かれている看板を見て個人のお店に飛び込んでみえることもあります。メッセージが書かれた看板はそういうおそれもあります。また、何のために英語を使っ

ているかわからない看板もあります。格好良いということで英語を乱用すると高山の顔としては よくないと思います。きちんと辞書で調べるなど、外国語が通じる看板にしたほうがよいです。

- 会 長:色に関してはどちらかというと望ましくない色を表示した方がよいのではというご意見です。 個人的に外国語の看板を利用する場合は個人の勝手に任せない方がよいのではということです か。
- 委員:正しい表現や多少外国語が話せる人の対応が必要です。また、まちがった表現やとんでもない 意味にならないようにするということです。
- 部会長:「高山市潤いのあるまちづくり条例」の第二種景観区域は広い範囲です。条例、イ)に「道路から見える外壁等には、原色等を使用せず、茶系統で落ち着きのあるものとする」という規制があります。駅前の顔ということで、もう少しきつく決めたらどうかということが部会の方向でした。民間の方がさらに自分たちで厳しくしていくとご理解いただければと思います。
- 委員:「こうしようではないか」という方向ですか。「こうしなさい」というものかとも思いました。 部会長:条例で決めるのか、誰が指導をするのか、行政が指導するのか、自分たちの手で規制を強めて いく組織を作り、その組織が指導をしていくのか、現時点ではそこまで考えが及んでいません。 その点が最後大事になると思います。
- 会 長:用途地域は商業です。2頁の建物用途を商業施設・店舗、個人住居、個人オフィス、公共施設 など幾つかに分けてもよいと思います。商業施設も小さい店舗から大型店舗まであります。3頁 は積極的に進めた方がよいと思います。4頁の開口部に格子というイメージを使うという発想は 斬新で面白いと思っています。問題は広告と思います。個人的には賛成できますが、商売をされ てみえる方はアンケートでは地権者の6割、また広告で収入を得ている方もみえるということで す。利益を得る方向の邪魔をすることに繋がる規制や指導には若干反発があるかもしれません。 広告に関しては規制が望ましいと思いますが、条件付きで広く窓口を持って最終的にはこの方向 に誘導するというルールが1つ欲しいです。ガイドラインをどこまで使うか、規制として持つの か、指導的なものにするか、協定的なものにするか、全部が規制ではなく、部分的には協定、条 件付きという強いところ弱いところを作っていくこともあるかと思います。あとは全体としては この方向でよいと思います。海外は通りの名前で建物がどこにあるかわかりますが、日本は町名 を調べないと建物がわからないです。特に商売の方は、どこかに案内システムがないとお店がわ からないです。地番のシステムの違いがあります。ある程度商売をしてみえる方が看板を出した り、見えやすくすることはわからないでもないです。商売をされている方もまちをきれいにする と客が来てくれるという方向にしないといけません。全般として賛成ですが今後の使い方をどう するかが課題です。市は最終的に(案)を外すのはいつ頃を予定していますか。

事務局:部会、協議会で討論し、最終的には市のなかで決定をさせていただきたいと思います。

会 長:(案)を取る前に、地権者に資料配付をするなどの説明会をしますか。

事務局:行う必要はあると思います。100%同意がないとできないと思います。高山市が条例の指導をしていますが絶対というところまでは進んでいません。市のなかでも最終方向は決まっていないと思います。守ろうとするためにはどういう手続きをするか市でも検討を進めたいと思います。

会 長:落としどころをどこに持っていくのかということです。(案)をどこで取るか、いつから有効 になるか、来年も検討するということですね。

事務局:こういう方向の(案)があるということは説明しながら進めています。

委 員:ゴミ箱の設置位置、ゴミ分別のアピールはまちづくり協議会の範疇ですか。

事務局:範疇外です。

- 委員: 浜松市の例ですが、条例に原色を使ってはいけないとあり、市はY電気に申し入れしましたが、断られました。そういった例もあり、色については許容できる範囲とできない範囲を定めた方がよいと思います。
- 会 長:会社のイメージカラーは行政と企業の戦いです。三越が自社カラーをやめさせられた例もあります。色はそれぐらい強くしないと守れないと思います。
- 委員:色の問題はコンビニ、チェーン店などにあると思います。登り旗を立てないというのは寂しく なる気がします。登り旗は賑やかで気分がよくなる気がします。登り旗は問題があるのですか。
- 事務局:スタンドなど、旗竿はほとんど無許可です。条例では許可をとって設置できますが、実際許可をとってみえるところは皆無です。指導するには一度に行う必要があります。祭など期間や場所が限定された話ではなく、日常的な営業、経済活動ではやめようではないかという意味です。
- 部会長:例えばイベントとして交流広場で朝市をする場合、朝立てて終われば外せばよいです。イベント的なものは容認しますが、パチンコ屋など2ヵ月ずっと立てているということは許さないという意味合いは考えています。
- 委員:2頁、意匠・形態で、建築物の意匠、最上階の形態はありますが、壁面線については特に取り上げられなかったのですか。ある町で、2ヵ月ほど前、景観評価調査をしました。人の雰囲気があるところは〇、街並みがそろっている所でも何となく寂しい感じがして×とかありました。無表情な街並みは寂しいです。都市景観のイメージは人がキーワードと思います。人がたまることができる、人を招き入れるような景観を入れることを特にガイドラインでしていただきたい。高山の場合は観光客を含めて多くの人が留まってくれる場所があればと思います。どう入れるかは難しいですが人のキーワードを入れた方がよいと思います。
- 会 長:景観を重視するあまり、まちの賑やかさが薄れて見た目のきれいさだけがあると魅力が無くなる、賑やかさを出すたまり場的な所が必要で、景観で全部を閉め出すと非常に難しいことになるのでないかということです。ヨーロッパは建物を統一していますが、日本の場合、昔の武家屋敷は統一感がありますが、その変わり寂しいという感じを持ちます。賑やかさがなかったかもしれません。賑やかさと景観をどう調査していくかという工夫が必要という意見です。
- 委 員:既存の店がありますが、新しく移転するのか、建て直すのか、この地域の人はわかっていない と思います。新しく大手の商業施設が入るかどうか見えてこないですが、どうなっているのです か。
- 部会長:地権者の方には今後の土地利用についてアンケートをしています。ほとんどの方が現在の土地利用を変えずにということです。商業・業務、住宅兼商業で使いたいという回答になっています。
- 委員:現在のところは高くても2階建てが多いです。公共施設としては合同庁舎がきますが、新しく 建て替えをするなかにはかなり大きいものを建てようとする人もあると思います。空間の利用方 法が示されていません。

事務局:広報に出した黄色と緑に色分けした緑の部分のお話ですね。

委 員: 黄色の部分です。

事務局:ここはあくまでも個人の土地ですので、中央の合同庁舎以外は未定です。現在の地権者の方が ご自分で建てられて土地利用されます。駅周辺区画整理の道路の中心で区域が分かれていますが、 区画整理の中はほとんどの既存の建物が建て替えになると思います。建て替えになった場合は、 ガイドラインを参考にしていただきたい。向かい側については、特に建て替える必要はありませ んが、次ぎの建て替えの機会などにはこのガイドラインを参考にしていただきたいという希望です。

委 員:例えばサコウビルが建て替えた場合、今のいろいろな窓際の看板が、協定によって何らかの看板になるということと思いますが。

事務局: おっしゃるとおりです。

委 員:表示文字、カタカナについてですが、合同庁舎に職安が入る予定です。表示はハローワークと したいと考えています。それから広場の名前は決まっているのですか。公募でカタカナの名前に 決まったらどうなるのか、心配です。

部会長:個人的意見では「はろーわーく」と平仮名で書いてはと考えています。

委 員:若者が「公共職業安定所」を知らないことを心配しています。電話帳にはどう載っているので すか。

委員: 今は「公共職業安定所」と思います。ハローワークは通称です。

委員:整然としてきれいということだけでなく、暖かみのある、人の温もりを感じるものも取り入れるには、観光客にもアンケートをするということも必要かと思いました。それから、例えば建物を尋ねられたとき、茶色といってもたくさんあるので「何色」と説明するには難しいです。

会 長:心配するほど色はそろわないと思います。

委員:建物の高さの規制はどのくらいですか。

部会長:高さの規制は用途の規制に準じます。人がたまることができる場所については、建物のセット バックした方にはどういう条件が与えられて人がたまることができ、生活臭が生み出すことがで きた場合にどういう補助があるか、というところまでいかないとルール作りはできないですので、 高さに関しては資産価値の問題になります。土地利用の用途に準じます。

事務局:今、高い建物は7階建て、予算のことを考えるとだいたい3階建てぐらいと思います。

委 員:合同庁舎は何階建てですか。入居はどうなっていますか。

委 員:予定では5階建てです。入居は、法務局支局、検察庁、気象台測候所、職安、農林省統計セン ター、税務署、労働基準監督署です。

委員:ガイドラインの範囲はシビックコア範囲+道路反対側と理解すればよいですか。

事務局:そうです。

委 員:特殊道路の周辺は人が歩けない形です。ここには一切ふれていません。それから、JR の線路 沿いは民でしょうか。特殊道路の扱いや植栽などはどうなりますか。公共空間でないところはそ れなりにセットバックするのでしょうか。

事務局:個別にということですか。例えば岐阜の玉宮通りは既存の道路があり、少しでも広げたいということで、1階部分を後退し皆の空間とし、2階以降はせり出すという既存の整備手法で公共空間を確保したと思います。駅の場合は区画整理という事業があり、なかに区画道路と緑道を当初から計画として入れたものです。その整備の手法は討論の必要があると思いますが、隣接するものについてまで、玉宮通りのように、多少セットバックするということは案として、こういう空間整備は面白いという情報提供はあっても、ガイドラインで示すものとは違ってくると思います。

委員: 関連して床の色も重要と思います。歩道の色に気をつけていただいきたいと思います。

事務局:公共空間についてもこのガイドラインを見ながらいろいろな整備手法について検討するようにとお聞きしてよろしいですか。

委員: そうしていただけるとありがたいです。

- 委 員:電柱広告は公共空間ですか。
- 部会長:6頁にありますが、電柱広告は一切設置しない方向です。どこまでが民有空間か公共空間ということがあります。公共空間までは口は出せないですが、民有空間はできる限り、街並みをきれいにすることによって自分たちの資産価値もあがるという判断で民有空間に取り組んでいます。公共空間までは考えていません。
- 会 長:公共空間部会も立ち上がると思います。民有空間と歩道の色合い、特殊道路に賑わいを作るに はどう演出するかなどについての議論をどこで行うかという役割分担についてのご質問ですが、 いずれも協議会にあがってくると考えています。
- 委員:シビックコア計画の要綱のなかで、建築協定、地区計画をという表現がありますが、たぶん全国で例がないかもしれないです。是非ここで、ガイドラインを作られるのであれば、最低建築協定ぐらいは入れて下さい。
- 委員: JR さんが委員としてこの場に見えないのは非常に残念です。ガイドラインの中間の取りまとめを何回かに分けて JR さんに説明に行かれると思いますが、JR さんにお願いした方がよいという気がします。 JR さんはこの計画の中心をなすところを占めますのでよろしくお願いします。
- 会 長: 非常に重要なことと思います。全部決まってから説明に行くのではなく、このようなガイドラインを作っていますと。JR さんは関心を持っているという話は聞いています。 今日の予定時間になりました。新しい顔づくりに向けて皆さんのご協力を今後ともよろしくお願いたします。

《閉会》